

27

受付
45.11.7
第 号

昭和45年検第11069号

起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年一月七日

神戸地方検察庁

検察官 検 事 荒川洋二

神戸地方裁判所

殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区高羽子浦丘一〇番地
職業 著述業

検 察 庁

在 宅 松 下

昇

昭和一一年三月二日生

公 訴 事 実

被告人は国立神戸大学教養部に講師として勤務しドイツ語を担当していたものであるが、同大学々生森川佳津子と共謀のうゑ昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在の同大学教養部三棟一階一〇八号教室において、同教室備付けの同大学管理にかかるスチール製黒板一枚にペンキで「く」の字型一二個を書き重ねて同黒板の使用を不能にし、もつて、器物を損壊したものである。

罪名および罰条
器物損壊 刑法第二六一条

(高知裁判)

右は謄本である

昭和四年二月七日

神戸地方検察庁

検察事務官

西村準治